

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年12月22日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「平成20年10月30日 県地域振興局河川港湾課と市河川港湾課と管財課の協議内容」、「平成20年10月30日 現地で協議された内容」、「平成20年11月6日 県地域振興局と市河川港湾課と管財課との協議内容」、「平成20年11月7日 6日と同じ関係者協議の内容」、「平成20年11月10日 前述県・市の課とA、Bとの協議内容」及び「平成21年1月21日 河川港湾課と管財課とBとの協議内容」を記載した公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

- (1) 「平成20年10月30日 県地域振興局河川港湾課と市河川港湾課と管財課の協議内容」を記載した公文書
- (2) 「平成20年10月30日 現地で協議された内容」を記載した公文書
- (3) 「平成20年11月6日 県地域振興局と市河川港湾課と管財課との協議内容」を記載した公文書
- (4) 「平成20年11月7日 6日と同じ関係者協議の内容」を記載した公文書
- (5) 「平成20年11月10日 前述県・市の課とA、Bとの協議内容」を記載した公文書
- (6) 「平成21年1月21日 河川港湾課と管財課とBとの協議内容」を記載した公文書

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

- 1 平成27年9月に起きた鼓川崖崩落事故は自然災害ではなく、工事人の法を無視した崖法面の破壊によって起きている。事故を起こした工事人は平成19年頃から、許可も受けず、不法な工事を行い、平成20年10月には崖保護の市施設を破壊した。平成24年6月にも県、市の崖保護施設を破壊して工事を行った結果が鼓川崖崩落事故に至っている。平成27年だけの工事で起きた事故ではなく、10年近い無法な工事の結果である。
- 2 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により急傾斜地崩壊危険区域に指定され行為許可が必要とされる地域において、無法な行為が10年近くも続けられてきた。その始まりが平成20年10月の崖保護の市施設の破壊行為で、この行為に対して、県・市において、重大な問題として協議が重ねられている。平成28年12月19日付け公文

書一部開示決定通知書（河港第248-3号）に基づき開示を受けた文書の中では、幾つかの項目で「協議書」「業務連絡票」が存在し、開示されているが、平成20年10月30日から平成21年6月2日までの間の文書は開示されていない。他部署の開示文書より、協議が行われた日誌記録を見て、そこで、月日と協議相手を特定して開示請求を行った。市当局においても、この間は、県より行為許可が下されるなど、重要な協議がされている。その記録は保存されるべきもので、「作成しておらず、不存在」とは極めて不自然で、正常な業務であれば、常識的には、到底考えられない理由である。

- 3 「不存在」とは、意図的に破棄されたのか、その意図はなんだったのか、文書管理責任も問われる事項だと考える。
- 4 無効な工事人に対して、行政当局に一定の責任追及を要請するためには、欠かせない文書であることから審査請求するものである。
- 5 実施機関の弁明書では、「管財課が開示した文書の日付」以外の日付け又は河川港湾課独自の文書はあるのかということがはっきりしない。独自の文書があるならばそれを開示いただきたい。鹿児島県に対する開示請求においては開示されている。市・県の関係する部署に存在する文書が実施機関には存在しないことは、やはり不自然」である。
- 6 平成20年10月に鼓川崩落事故の原因者は市所有の崖保存施設を損傷した際に、県から平成20年10月27日付けで「急傾斜地崩壊危険区域の工事の中止について（警告）」及び10月31日付けで（再警告）が出され、県、市当局の対策会議の結果ようやく急傾斜地崩壊危険区域行為許可書が出されています。これらの重要な対策が、県、市の関係部署で行われ、記録、文書が開示されているにもかかわらず、所轄部署が該当協議に係る文書を作成し、又は取得していないということは理解に苦しむ。
- 7 「河川第248-3号」においては「業務連絡書」「協議報告書」が開示されているのに、最も重要な時期について文書を作成していないは不自然で、理由は分からないが、何らかの意図を持っていると疑わざるを得ない。審査請求に係る文書について協議の事実があったのか、あったのであればその記録を取らなかった、理由を明らかにしていただきたい。
- 8 鹿児島市情報公開条例の第1条には「市民の知る権利を尊重し」「市の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし」と記されている。また、第3条には「請求が十分に尊重されるようにこの条例を解釈運用するもの」と記されている。極めて重要な協議内容が開示されないことは、重大な条例違反と考える。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人は、別に管財課が開示した文書の内容を基に、開示請求書に記載されている日の協議内容を記載した文書が存在するはずとして審査請求をしたものであるが、実施機関では、当該協議に係る文書を作成し、又は取得しておらず、公文書開示請求に対する不開示決定は妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書(1)について

協議内容を記載した文書の不存在が不自然であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、作成はしていない旨の弁明をしている。そこで、審査請求人の主張する協議内容を記載した文書の存否について、以下で検討する。

ア 協議の内容

平成20年10月30日に急傾斜地崩壊危険区域（池之上2地区）の急傾斜地保存施設の一部が土地所有者によって破壊された案件について、鹿児島県地域振興局河川港湾課（以下「県河川港湾課」という。）、鹿児島市建設局建設管理部河川港湾課（以下「市河川港湾課」という。）及び鹿児島市企画財政局財政部管財課（以下「管財課」という。）の各職員がその対応策について協議を行ったものである。

イ 県河川港湾課、市河川港湾課及び管財課の関係

一般に、県知事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、当該区域の規模に応じて県又は市が崩壊防止施設を設置することとなっている。

本件で問題となっている鼓川町の崖の一部には市施工の急傾斜地保全施設があり、当該施設の所有に関する所管課が市河川港湾課となっている。そして、当該施設が存する土地に隣接する土地を市が所有しており、当該土地の所有に関する所管課が管財課となっている。

ウ 市河川港湾課が協議に参加した際の立場

前述の保全施設の所有者として、土地所有者によって破壊されたことに対する対応策の協議に参加した。係る協議で話し合われた対応策として、土地所有者には、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可の申請をしてもらい、当該申請に対して、県知事が許可を行うことで、復旧対応することとなった。

エ 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可については、あくまでも県知事の許可行為であることから市としては、協議に関する業務連絡票その他協議された内容を記載した文書を作成していないとしても不自然とはいえない。

オ また、審査会が、市河川港湾課に照会を行ったところ、一般に協議を行う毎に協議内容を記載した業務連絡票等の文書を作成しているわけではないことが確認された。

カ さらに審査会が、実施機関が保有していた急傾斜地崩壊危険区域（池之上2地区）に関する同様の公文書について存否を確認するために、平成29年5月29日及び同月30日に市河川港湾課の執務室及び書庫への実地調査を行ったところ、実施機関が作成した「平成20年10月30日 県地域振興局河川港湾課と市河川港湾課と管財課の協議内容」を記載した文書は確認されなかった。

キ 以上のことを踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

(2) 本件対象公文書(2)から(6)までについて

本件対象公文書(2)から(6)までについても、本件対象公文書(1)と同様に、市河川港

湾課が作成していないとしても不自然ではないと解され、また、審査会が実地調査等を行った確認したところ、実施機関が作成した文書は確認されなかった。

以上のことから、審査会としては、本件公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

よって、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年 2月28日	実施機関からの諮問を受けた。
平成29年 3月14日	審査請求人から口頭意見陳述の申立てがなされた。
平成29年 3月29日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年 4月28日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(審査請求人から意見を聴取した。)
平成29年 5月29日 5月30日	市河川港湾課に実地調査を行った。
平成29年 5月31日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年 7月 5日 (第4回審査会)	答申案の審議を行った。